

# 宮古市庁舎跡地整備事業

## 基本計画

平成30年3月



宮古市

## はじめに

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から7年が経過しました。

大震災からの復旧・復興の取り組みが総仕上げの段階に入り、本市を取り巻く環境は、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路などの整備、JR山田線宮古・釜石間の全線復旧（三陸鉄道による一貫運営）や定期フェリー航路（宮蘭航路）の開設などの進展により、まちの基盤となる道路・鉄路・海路の新たな交通ネットワークが形成されるなど、大きく変わりつつあります。

これらのインフラ整備の進展にあわせ、宮古駅をはじめ各駅（地域拠点）を中心として、鉄道やバスなど公共交通の利便性を高めながら、コンパクトなまちづくりに取り組んでおり、本年は、宮古駅南側に中心市街地拠点施設「イーストピアみやこ」と宮古駅とをつなぐ自由通路「クロスデッキ」が完成し、10月の供用開始を予定しています。

このような中、宮古市庁舎跡地整備事業では、中心市街地の賑わい創出のため、新庁舎への移転後に現庁舎を解体し、跡地の有効活用を図ることを前提に、次の4つの方針を基に具体的な整備内容を検討してきました。

- 1 市民が日常的に集い、語らう、憩いの場
- 2 四季を通じてイベントを楽しむ、賑わいの場
- 3 周辺と結びつき、まちを育てる、つながりの場
- 4 自然（森・川・海）を敬い、震災の記憶を、伝承する場

その過程では、市民アンケート調査、市民説明会、パブリック・コメント（意見公募）や宮古市まちづくり市民会議等で皆様に貴重なご意見を頂戴したほか、宮古市議会、宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会や関係団体等との意見交換において真剣に議論していただき、その成果をこの基本計画に反映しています。

今後も、宮古市参画推進条例に基づき、市民の参画を基本に、ご意見やご提言を取り入れながら、「賑わいを創り出し、共に育む新しい空間」の実現を目指して整備を進めますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成30年3月

宮古市長 山本正徳



# 目 次

第1章 基本計画策定の経緯	1
1. 基本計画の位置づけ	1
(1) 経緯と方向性	1
(2) 上位計画・関連計画等における位置づけ	2
2. 基本構想の概要	3
(1) 事業の方向性	3
(2) 基本理念及び基本方針	4
第2章 整備方針	5
1. 整備の基本的な考え方	5
2. 市民の意向・要望	6
(1) 市民アンケート	6
(2) まちづくり市民会議	6
(3) 関係団体等との意見交換会	6
(4) 宮古市議会からの提言	7
3. 導入機能の整理	8
第3章 整備計画に関する考え方	9
1. 計画地の立地特性	9
(1) 計画地の概要	9
(2) 計画地の位置及び道路網	10
(3) 周辺環境	10
2. 施設の仕様・規模	11
(1) 本庁舎	11
(2) 分庁舎	13
3. 施設の整備イメージ	14
(1) 配置イメージ	14
(2) 利用イメージ	18
第4章 事業計画	19
1. 概算工事費及び整備財源	19
(1) 概算工事費	19
(2) 整備財源	19
2. 事業スケジュール	20

第5章 整備事業の実施に向けて-----	21
1. 各段階における課題及び配慮すべき事項	21
(1) 設計・施工段階	21
(2) 管理・運営段階	21
(3) 持続的な取り組み	21
2. 関連する諸課題	22
(1) 観光・商業等の産業振興施設整備	22
(2) 地域のコミュニティセンターの整備	22
(3) 投票所機能の確保	23
(4) 旧愛宕小学校の活用	23

## 資料編

資料 1 庁舎の変遷 -----	24
資料 2 本庁舎の耐震性能 -----	27
資料 3 宮古市中心市街地拠点施設の概要 -----	28
資料 4 東日本大震災による中心市街地の被災状況 -----	30
資料 5 拠点施設を中心とした中心市街地活性化のイメージ -----	31
資料 6 市民アンケート調査報告書（概要版、抜粋） -----	32
資料 7 まちづくり市民会議 市民ワーク・ショップの活動 -----	35
資料 8 関係団体等との意見交換会の実施状況 -----	45
資料 9 宮古市庁舎跡地活用に係る提言 -----	47
資料 10 土砂災害防止法の概要 -----	52
資料 11 駐車場・駐輪場整備台数算定資料 -----	55
資料 12 利用イメージ写真引用元ホームページ -----	59
資料 13 市民説明会、パブリック・コメントの実施状況 -----	61
資料 14 施設管理運営方法に関する資料 -----	64
資料 15 公民館の利用状況（宮古地区） -----	68
資料 16 関連公共施設の再配置計画 -----	70
資料 17 旧愛宕小学校図面 -----	71
資料 18 検討の推進方針と推進体制 -----	75
資料 19 検討組織 -----	77
資料 20 主な取組経過 -----	81

# 第1章 基本計画策定の経緯

## 1. 基本計画の位置づけ

### (1) 経緯と方向性

宮古市では、現在、宮古駅南側に新たなまちづくりの中心となる地域防災拠点「中心市街地拠点施設」（イーストピアみやこ）を整備していますが、その主要施設として本庁舎と分庁舎を移転、集約します（平成30年7月竣工予定）。

※資料1 「庁舎の変遷」参照

また、市庁舎の移転・集約後の跡地については、新拠点施設と連動した新たな拠点として整備することとし、「宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想」（以下、「基本構想」）を平成28年6月にまとめました。



左：本庁舎(本館)（昭和47年竣工）



右：分庁舎（昭和37年竣工）

基本構想における市庁舎跡地の整備に向けた基本的な方針や考え方を継承し、具体化したものが「宮古市庁舎跡地整備事業・基本計画（以下「基本計画」）」です。

基本計画は、跡地整備の基本的な考え方、整備計画、今後の設計等に反映すべき諸条件などについて検討を行い、まとめたものです。

基本計画をまとめるにあたっては、地域の高校生以上の方々による「まちづくり市民会議」の活動、市内8か所で開催した市民説明会やパブリック・コメント、宮古市のまちづくりに関わる様々な関係団体等との意見交換会など、多くの市民の皆さまに直接的、間接的に参画していただきました。

また、宮古市議会からは、平成29年3月22日に「宮古市庁舎跡地活用に係る提言」として、市庁舎跡地の具体的活用策や、旧愛宕小学校敷地の一体活用等の様々な提言をいただき、それらの方向性について意見交換を行ってきました。

今後の詳細設計の段階でも、「宮古市参画推進条例」の理念に基づき、市民の参画を基本として、皆さまのご意見、ご提案をお聞きしながら検討を進めていきます。

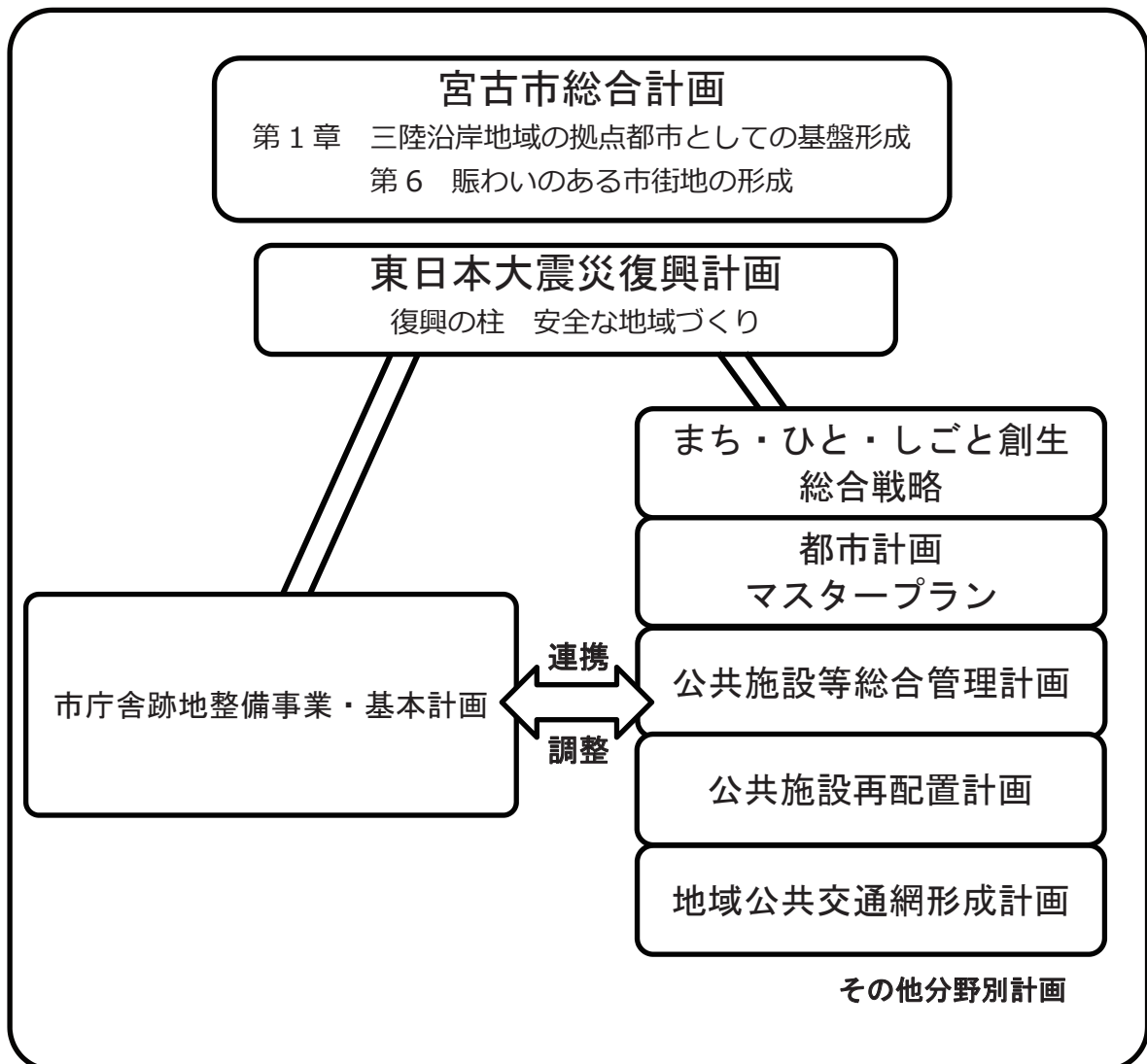
(2) 上位計画・関連計画等における位置づけ

市庁舎跡地の整備を実施するにあたっては、上位計画である「宮古市総合計画・後期基本計画（平成 27～31 年度）」の策定により、事業が位置づけられています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月 9 日策定）」や「宮古市都市計画マスタープラン」をはじめとする、関連する各種計画等との連携・調整を図ることにより、各部門の分野別計画と一体的に取り組むことにより、「賑わいのある市街地の形成」に取り組んでいきます。

なお、「宮古市都市計画マスタープラン（平成 15 年 3 月策定）」は、策定から 15 年が経過し、二度の市町村合併による市域の拡大、東日本大震災からの復興事業導入による都市構造の急激な変化、社会情勢の変化に対応させるため、策定作業が進められています。

宮古市庁舎跡地整備事業・基本計画と他の計画との位置づけ



## 2. 基本構想の概要

### (1) 事業の方向性

現庁舎の利活用には、耐震補強や大規模改修等に相当の経費がかかるうえ、耐用年数の問題から活用できる期間に限りがあります。

また、「宮古市公共施設再配置計画（実施計画）」では、「今後の財政力に応じて施設の総量削減を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図る」ことと、「今後40年間の公共施設の更新費用を、49%（約22.5億円/年）削減する」ことを目標としています。

このことから、新庁舎への機能移転後、可能な限り早い時期に解体を行うことを前提条件とし、以下の整備検討の視点に配慮することとし、基本構想を策定しました。

※資料2 「本庁舎の耐震性能」参照

※資料3 「宮古市中心市街地拠点施設の概要」参照

### ○ 整備検討の視点

#### 1) 中心市街地への波及効果

大規模な市有地である本庁舎と分庁舎の敷地は、市の貴重な財産であり、中心市街地はもとより、市全域に賑わいをもたらし、市民の誰もが恩恵を享受できる土地利用が期待されています。跡地を単独で議論するのではなく「中心市街地のまちづくり」へどのように寄与できるかという視点で検討することが必要です。

また、拠点施設の整備後、速やかに現庁舎を解体し、有効に活用することが必要であり、「拠点施設」と「現庁舎跡地」を中心に人を呼び込み、市街地への人の流れを生みだすことが期待されます。

#### 2) 敷地の現況

市の中心部に位置する現庁舎は、国道106号と国道45号に囲まれ、アクセスが良い場所であり、市民の集合場所や団体利用のバスの発着、経由地にも使われており、そのような機能を残すことも検討します。計画地は、中心市街地から徒歩圏内であり、計画地を出発点とした「まち歩き」も期待されます。

#### 3) 震災の歴史

本庁舎と分庁舎は、東日本大震災により被災した場所であり、津波襲来時に撮られた生々しい映像がインターネットで全世界に配信され、震災の記憶や教訓を後世に伝える象徴的な場所の一つとなっています。

本計画地は市の震災の記憶を伝える場所として相応しい場所であり、メモリアル機能の整備を検討することが必要です。

※資料4 「東日本大震災による中心市街地の被災状況」参照



## (2) 基本理念及び基本方針

### 【基本理念】

### 「賑わいを創り出し、共に育む」新しい空間

#### 【基本方針】

- ①市民が日常的に集い、語らう、憩いの場
- ②四季を通じてイベントを楽しむ、賑わいの場
- ③周辺と結びつき、まちを育てる、つながりの場
- ④自然（森・川・海）を敬い、震災の記憶を、伝承する場

#### 【整備（活用）イメージ】

- ①広場・緑地・公園
  - ・休憩や談話を楽しめる公園
  - ・スポーツやレクリエーションができる平坦な広場
  - ・遊具や築山（プレイマウンテン）
  
- ②付帯する施設や賑わいを生む取り組み
  - ・音楽や市民イベントなど様々な催事を開催するための屋根付きステージ
  - ・野外炊事施設
  - ・移動店舗等を活用したイベントの開催
  - ・飲食や休憩ができる場
  - ・市内を回遊するための自転車を貸出する場
  
- ③震災の記憶伝承
  - ・震災の記憶を伝えるモニュメントなど

## 第2章 整備方針

### 1. 整備の基本的な考え方

市庁舎跡地を、宮古市全体に賑わいの波及効果を生み出す魅力的な場所とするためには、市民と行政が一体となった継続的な取り組みが必要であり、整備や活用のあり方をともに検討・実践していく必要があります。

また、積極的な利用とその検証を通じて、跡地のポテンシャルを段階的に引き上げていく必要があります。

そこで、以下の3つの考え方をもとに、跡地の整備を進めていくこととします。

※資料5 「拠点施設を中心とした中心市街地活性化のイメージ」参照

#### ① 社会状況の変化に対して柔軟に対応できる空間を整備

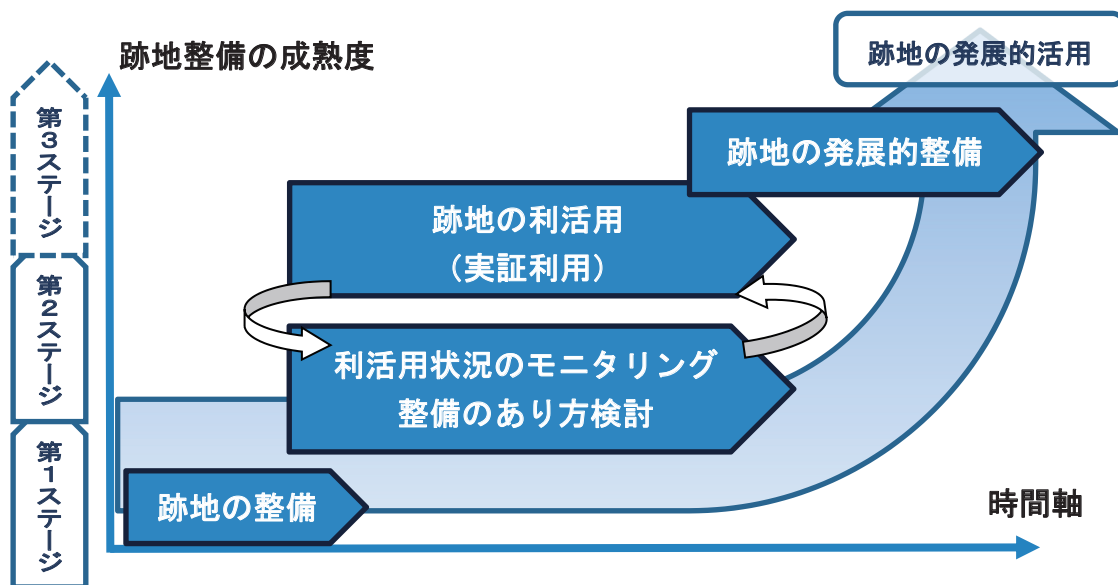
フェリー航路の開設、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の開通など、社会基盤整備が進められており、市内外及び中心市街地における自動車や歩行者の流れが変わるなど、社会状況が大きく変化することが予想されています。

#### ② 多くの皆さまに積極的かつ継続的に利用される空間を整備

市民アンケート、まちづくり市民会議、関係団体等との意見交換会を通じてたくさんのご意見をいただきました。使い方を限定してしまう空間整備とせず、いただいた様々なご意見を可能な限り反映させるため、積極的かつ継続的に利用される空間として整備する必要があります。

#### ③ 過度な公共投資を必要としない無駄のない空間を整備

市の財政への影響を十分考慮する必要があります。望まれる機能のすべてを市庁舎跡地に導入するのではなく、市内にある既存または今後整備予定のストック（施設）の活用も選択肢に入れること、また、市庁舎跡地の立地特性を考慮しながら、整備内容を厳選し無駄のない空間を整備する必要があります。



## 2. 市民の意向・要望

整備方針の検討にあたっては、施設を利用する市民、団体等の意見や要望を踏まえて検討するため、市民アンケート、まちづくり市民会議、関係団体との意見交換会を実施し、市民の意向や望まれる機能について整理しました。

また、平成 29 年 3 月には、市議会からいただいた「宮古市庁舎跡地活用に係る提言」により、市庁舎跡地だけでなく周辺地域も含めて利活用の提案や課題について調整しています。

### (1) 市民アンケート

平成 26 年 8～9 月、平成 27 年 6～7 月の 2 回にわたり、市庁舎跡地活用の方向性について市民アンケートによる意識調査を行い、整備の方向性における期待度を確認しました。

※資料 6 「市民アンケート調査報告書（概要版、抜粋）」参照

### (2) まちづくり市民会議

平成 26 年 11 月～平成 27 年 8 月（第 1 期）、平成 27 年 12 月～平成 28 年 11 月（第 2 期）、平成 29 年 6 月～11 月（第 3 期）の 3 期間において、まちづくり市民会議（市民ワーク・ショップ）が開催されました。

市庁舎跡地、中心市街地、拠点施設を核として、賑わいを生み出す方策、人々の連携による「まちなか」の賑わいの創出、使われていなかった「空間」が、生き生きとした活動の「場所」に変わる可能性を市民の皆さまに提案していただきました。

※資料 7 「まちづくり市民会議 市民ワーク・ショップの活動」参照



### (3) 関係団体等との意見交換会

平成 28 年 10 月 12 日（水）、13 日（木）の 2 日間、意見交換会を実施しました。

意見交換会では、基本構想における市民の皆さまの様々な意見を紹介し、本庁舎跡地・分庁舎跡地それぞれの場所性、周辺施設（公園、文化・教育等施設、商業施設、駐車場）の分布状況の資料と、市役所跡地周辺の 1/500 模型を提示しながら、導入が望まれる機能（それぞれの場所で行いたい活動）について意見を伺いました。

意見交換会で出された意見等を、機能に関するご意見を9つに、検討を進めるにあたっての留意事項等のご意見を3つに整理し類型化しました。

また、平成30年2月にも同じ団体を対象として意見交換会を実施し、基本計画の骨子を説明し、意見をいただきました。

※資料8 「関係団体等との意見交換会の実施状況」参照



関係団体等との意見交換会の様子

#### (4) 宮古市議会からの提言

宮古市議会では、跡地の有効活用について議論する特別委員会を設置（平成28年3月）し、委員会での議論や関係団体等との意見交換会などが実施され、平成29年3月には、「宮古市庁舎跡地に係る提言」をいただきました。

※資料9 「宮古市庁舎跡地活用に係る提言」参照

#### 【提言書の項目】

観光・商業等の産業振興施設整備について

スポーツ、野外コンベンション等の機能を持つ広場整備について

東日本大震災「慰霊」の場について

分庁舎跡地活用について

市庁舎跡地と旧愛宕小学校の一体活用について



### 3. 導入機能の整理

これまでに提案された、市庁舎跡地に望まれる機能については、以下のように整備計画に盛り込むこととします。

#### 市庁舎跡地に望まれる機能と計画に反映すべきポイント

機能名	方向性
防 災 (浸水対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宮古市津波避難計画（中心市街地・愛宕・築地・光岸地・山口地区版）Ver.1.1」（危機管理課）に示している避難場所（＝中央公民館（裏高台含む））へ速やかに避難できるよう促す整備を検討します。</li> <li>・標高が低いこと、周辺道路との兼ね合いから、嵩上げ等による敷地全体を浸水させない方策は困難であり、避難施設の整備には不向きであると考えます。</li> </ul>
娯 楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわいを創出するために、屋外型のイベント対応ができる空間整備を検討します。</li> <li>・キッチンカーなどのイベント車両の乗り入れ、屋外電源、屋外水栓及び排水施設の設置を検討します。</li> </ul>
集 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の集会は、公民館、地区センターや消防屯所などの施設で対応し、様々な団体の打ち合わせは、市民交流センター（仮称）の諸室などでも対応可能と考えます。</li> <li>・屋外での集会（例：ラジオ体操など）に対応する空間の整備を検討します。</li> </ul>
休息・休憩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五感を通じて憩うことのできる空間の整備を検討します。</li> <li>・多くの利用者に対応できるよう、様々な休息・休憩に対応した施設（トイレ、ベンチ、四阿（あずまや）など）が必要と考えます。</li> </ul>
運 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内型の運動機能は、シーアリーナなどの体育施設や市内小中学校の学校開放事業により対応可能と考えます。</li> <li>・専門的な運動施設は、利用者が限定される可能性があります。</li> <li>・屋外型の運動を中心として、多用途に柔軟な利用が可能な広場空間の整備を検討します。</li> </ul>
交 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模の駐車場及び駐輪場の整備が必要と考えます。</li> <li>・自動車交通に過度に依存することなく、公共交通利用、自転車、徒歩等での来訪を促します。</li> </ul>
教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内型の教育・学習機能は、市立図書館、生涯学習センター、公民館や市民交流センター（仮称）などで対応可能と考えます。</li> <li>・震災津波被害を伝承するエリアの整備を検討します。</li> <li>・既存記念碑等を活用し、歴史を伝承するエリアの整備を検討します。</li> </ul>
物販・飲食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わいの創出には、物販・飲食機能が展開できる空間は必要と考えますが、新たな施設の整備は、公共施設のストックの増加要因となることから、仮設的に物販・飲食機能が設置できる空間の整備を検討します。</li> <li>・社会的状況の変化に、柔軟に対応し、周辺の施設との相乗効果が図られるような施設（運用を含む）の整備が必要と考えます。</li> <li>・浸水リスクを踏まえた施設整備の考え方が必要と考えます。</li> </ul>
観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わいの創出には、観光拠点になり得る機能（仮設的施設の整備等）が展開できる空間が必要と考えます。</li> <li>・浸水リスクを踏まえた施設整備の考え方が必要と考えます。</li> </ul>

### 第3章 整備計画に関する考え方

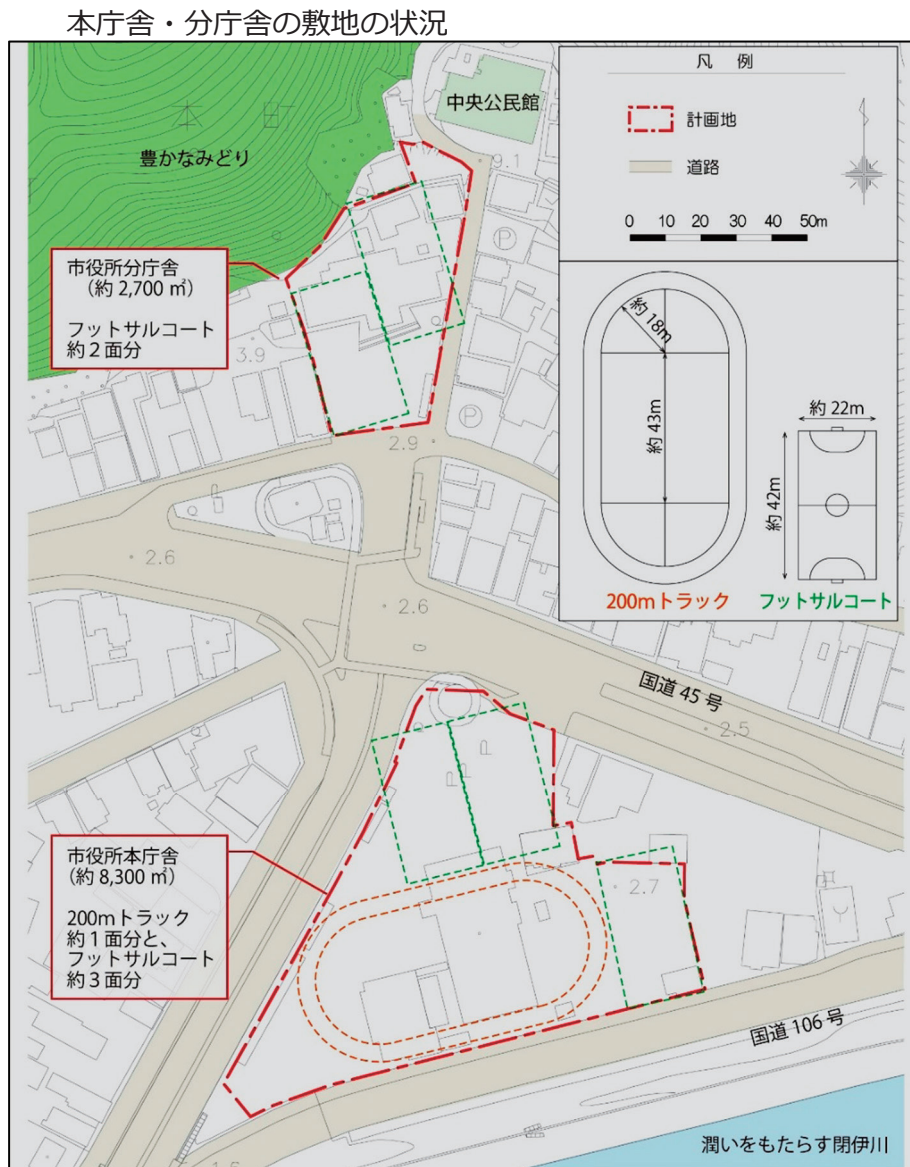
#### 1. 計画地の立地特性

##### (1) 計画地の概要

本庁舎は、国道45号及び国道106号に囲まれ、自動車でのアクセス性が非常に高い立地です。一方、閉伊川沿いに立地しているものの、堤防があるため、敷地の地上レベルでは閉伊川の川面を見ることはできません。さらに、計画地は地表の高さが低いいため、大雨により浸水リスクがあります。

分庁舎は、豊かな緑に抱かれ、幹線道路から少し奥まった立地であり、静かで落ち着いた場所です。様々な文化活動の拠点となっている中央公民館に隣接していることも特長です。また、敷地の背後には急傾斜地があり、土砂災害の危険性も確認されています。

※資料10「土砂災害防止法の概要」参照



## (2) 計画地の位置及び道路網

本計画地は、中心市街地の東側、宮古湾に面した閉伊川の河口付近に位置しており、内陸をつなぐ国道 106 号と沿岸を南北に貫く国道 45 号が交わる交通の要衝です。

また、中心市街地には、県道 40 号宮古岩泉線、県道 138 号宮古停車場線を中心に商店街が形成され、中心市街地から宮古港へは県道 277 号宮古港線が整備されています。

## (3) 周辺環境

本計画地はイーストピアみやこ（中心市街地拠点施設）から約 1 km の距離にあり、その間には末広町商店街、中央通商店街、キャトルなどの商業施設のほか、医療機関や有料駐車場が多く立地しています。

また、東日本大震災以降、災害公営住宅が建設され、「まちなか居住」が進んでいますが、一方で周辺にまとまった規模の公園や緑地がないことから、市民アンケートなどでも公園等を希望する声が寄せられています。

本庁舎、分庁舎の敷地位置図





## 2. 施設の仕様・規模

導入機能を具現化するために、具体的な利用イメージを想定しながら、施設の大まかな仕様や規模を設定しました。

なお、この基本計画で提示する施設の仕様や規模については、今後の検討の中で詳細に検討されていくものです。

### (1) 本庁舎

#### ① 「(仮) 多目的芝生広場」

多くの人が集まり、さまざまな活動が展開できる「(仮) 多目的芝生広場」を配置します。この広場には、魅力的な空間づくりのため、市内の他の公園にはない大型複合遊具の設置を検討し、子どもたちをきっかけに、子育て世代の方々が集まり、更に子育て世代の方々をサポートする活動が展開されるなど「賑わいの連鎖」が生まれることを期待します。

平日は周辺の方を中心とした利用を想定しますが、休日や催事の際は、近郊の市民の利用や近隣市町村からの来訪も期待します。

この広場は、「休息・休憩機能」、「運動機能」のほか、イベント利用を行うことで「娯楽機能」、「集会機能」を果たす場として、長軸半径約 30m、短軸半径約 25mの約 2,300 m<sup>2</sup>の楕円形を設定しました。

大型複合遊具などの遊具ゾーンが約 900 m<sup>2</sup> (30m×30m)、芝生ゾーンが約 1,400 m<sup>2</sup>と設定しています。

#### ② 「(仮) 多目的コンクリート広場」

「(仮) 多目的芝生広場」と隣接して、耐荷重性を備え、車両の乗り入れや仮設建物の設置を可能とする「(仮) 多目的コンクリート広場」を配置します。

この広場は、仮設店舗の設置などによって「物販・飲食機能」を果たすことが想定されるだけでなく、スポーツイベントの開催による「運動機能」を果たす場としています。

「(仮) 多目的芝生広場」と「(仮) 多目的コンクリート広場」を大型イベント等で一体的に使うことを想定し、約 600 m<sup>2</sup>の規模を想定しました。これにより、約 2,000 m<sup>2</sup>の広場空間が生まれ、多くの人が集まり、楽しむことができる空間になります。

「(仮) 多目的コンクリート広場」では、例えば 9m×5mの仮設建物が 4 棟の配置、15m×11mの 3 on 3 バスケットコートなどが配置可能です。



### ③ 駐車場・駐輪場

駐車場は周辺道路からのアクセス性、歩行者との交錯をなるべく避けることを考慮し、敷地の南東並びに南西にそれぞれ配置します。

駐輪場はアクセス性を考慮し、敷地南側に配置します。

駐車場・駐輪場の整備台数は、催事を実施していない平日及び休日の利用を想定し、公園利用実態調査（「平成 26 年度都市公園利用実態調査」）の資料を基に、必要台数を算定しました。

年間利用者数（a）及び公園在園者数（b）の2つの推計から算定した結果、

・必要駐車場台数は、a.50 台 b.30 台

・必要駐輪場台数は、a.24 台 b.14 台

となり、この結果を踏まえて、整備台数を

・駐車場整備台数：50 台

・駐輪場整備台数：25 台

と設定しました。

※資料 11「駐車場・駐輪場整備台数算定資料」参照

### ④ その他施設

敷地の北側、歩道橋スロープ周りの既存の記念碑等を活用するとともに、震災復興のメモリアルモニュメントの設置を想定した「(仮) 記憶の庭」を配置します。記念碑、メモリアルモニュメントや津波浸水高の表示などを通じて、「教育・学習機能」、「観光拠点機能」を果たす場として利用が期待されます。

また、季節感を演出する花木を群植させた「(仮) 季節の庭」を配置、「休息・休憩機能」を果たすトイレ、四阿（あずまや）やベンチの配置を行います。

さらに、「防災（浸水対策）機能」を果たす「避難誘導サイン」も適所に配置します。

## (2) 分庁舎

### ①「(仮) 多目的アスファルト広場」

車両の乗り入れも可能で、さまざまなイベントに対応可能な空間となる「(仮) 多目的アスファルト広場」を配置します。約 970 m<sup>2</sup>の規模とし、例えば約 22m×約 44 mのフットサルコートなどが配置可能です。

分庁舎の敷地は、まちづくり市民会議が主催するイベントにおいても、会場の一つとなり、まちなか全体に賑わいが生まれたことから、跡地を起点とした「まち歩き」も期待できることが実証されています。

日常的には、跡地広場の利用者や中央公民館の利用者向けの駐車場として、また、本庁舎跡地を主会場に規模の大きいイベントを開催する場合は、専用駐車場として活用することも想定します。駐車可能台数は 30 台を想定しています。

### ②その他施設

敷地北東の歩行者出入口と敷地中央の「(仮) 多目的アスファルト広場」には、約 2mの高低差があります。この高低差を解消するため、階段とスロープを設置し、有事の際の避難路として機能することを想定しています。

また、「休息・休憩機能」を果たすトイレやベンチの配置、「防災（浸水対策）機能」を果たす「避難誘導サイン」も適所に配置します。

### 3. 施設の整備イメージ

本庁舎跡地、分庁舎跡地の配置イメージと利用イメージは次ページのとおりです。導入する機能や敷地の特性、自動車・歩行者等の動線について整理したうえで、設置する施設のゾーニングと機能配置を以下のとおり設定しました。

※資料 12「利用イメージ写真引用元ホームページ」参照

#### (1) 配置イメージ

##### 1) 本庁舎

敷地全体が「休息・休憩機能」を有する空間として整備を行います。また、「防災（浸水対策）機能」についても、避難場所への誘導サインの設置など敷地全体で配慮する機能とします。

敷地中央に「(仮) 多目的芝生広場」及び「(仮) 多目的コンクリート広場」を配置し、「運動機能」、「娯楽機能」、「集会機能」、「物販・飲食機能」を備えるこのエリアでは、子どもたちを中心とした多くの人が集まり、アクティブな活動が展開されることを期待します。

「教育・学習機能」、「観光拠点機能」については、既存の記念碑などを設置している敷地の北側に配置します。

また、周辺道路及び道路施設（歩道橋）を考慮し、敷地南東並びに南西に「交通機能」である駐車場を配置することで自動車と歩行者の分離を図ります。

##### 2) 分庁舎

敷地中央の「(仮) 多目的アスファルト広場」はさまざまな活動・利用が展開でき、「交通機能」、「娯楽機能」、「集会機能」、「運動機能」、「教育・学習機能」、「物販・飲食機能」、「観光拠点機能」を備えます。

自動車の出入口は、現在の分庁舎と同様に敷地南側前面の道路のみに設置する一方、歩行者の出入口は敷地南側と中央公民館へのアクセス性を考慮し、北東側にも設置し有事の際の避難動線にも配慮します。